

企業立地 優遇制度のご案内

伊勢崎宮郷工業団地

第1期予約分譲受付中



板倉ニュータウン産業用地



多田山産業団地



群馬県
産業政策課企業誘致推進室

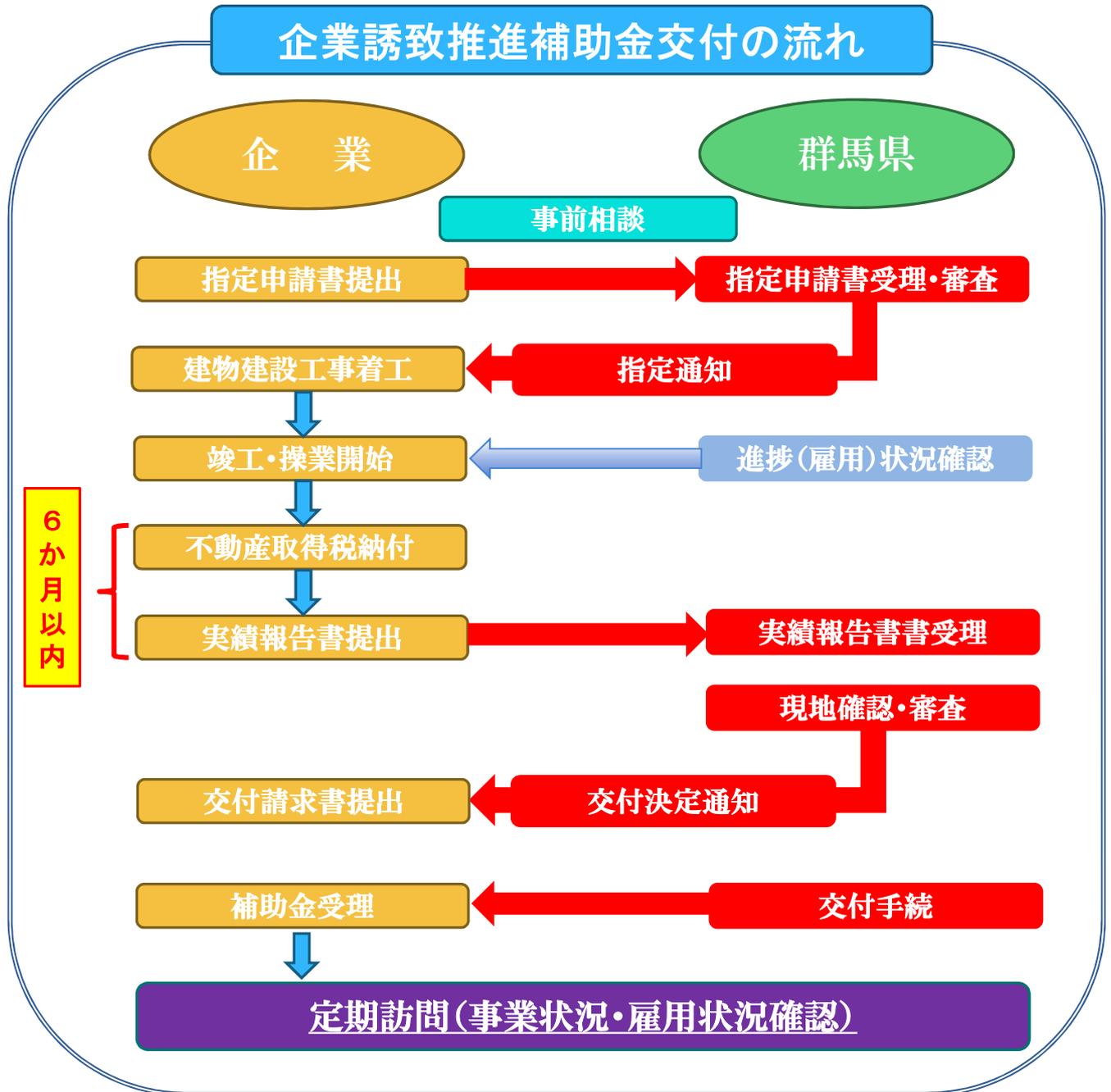
企業誘致推進補助金

県内で工場等を新設・増設する企業の皆様へ、
土地・建物に係る「不動産取得税相当額」を最大1億円
(本社機能又は一定規模以上の試験研究施設を併設する
場合は最大2億円) 補助します。

※建設工事着工前までに申請が必要です！

		用地取得型		現有地活用型	
対象施設		工場、物流施設、試験研究施設、データセンター、本社建物		工場、物流施設	
補助対象		土地・建物		建物	
補助要件	取得面積	土地	工場等：1,000㎡以上 (※賃借を含む)	/	
			物流：10,000㎡以上 (※賃借を含む)		
	建築面積	建物	工場等：500㎡以上		工場等：500㎡以上
			物流：5,000㎡以上		物流：5,000㎡以上
操業	用地取得後3年以内に操業開始		/		
新規雇用	県内に住所を有する正社員5名以上			県内に住所を有する正社員10名以上 (又は正社員5名以上かつ非正規社員20名以上)	

企業誘致推進補助金交付の流れ



Q&A ※この他、ご不明な点はお問い合わせください。

Q 正社員としては、どのような者が対象となりますか？

A フルタイムで勤務し、会社と雇用期限の定めがない雇用契約を結んだ従業員であり、社内での給与体系や人事体系の中で「正社員」として位置付けられた者です。

Q 新規雇用者の対象はどこまで認められますか？

A 原則として、用地取得型は土地取得日が属する事業年度から実績報告時まで、現有地活用型は設備投資意思決定日から実績報告時となりますが、詳細は事前にご相談ください。

企業立地促進法に基づく 優遇措置

基本計画に沿った工場の新設や生産設備の増強を行う場合、**知事の承認を受けることで、優遇措置を活用**できます。

※投資計画実行前の承認が必要です！

基本
計画

医療健康・食品産業

医療機器・医薬品・介護機器等の
医療健康産業及び食品産業

環境・エネルギー
関連産業

燃料電池、次世代自動車等、新エネ
ルギー技術・製品に関する産業

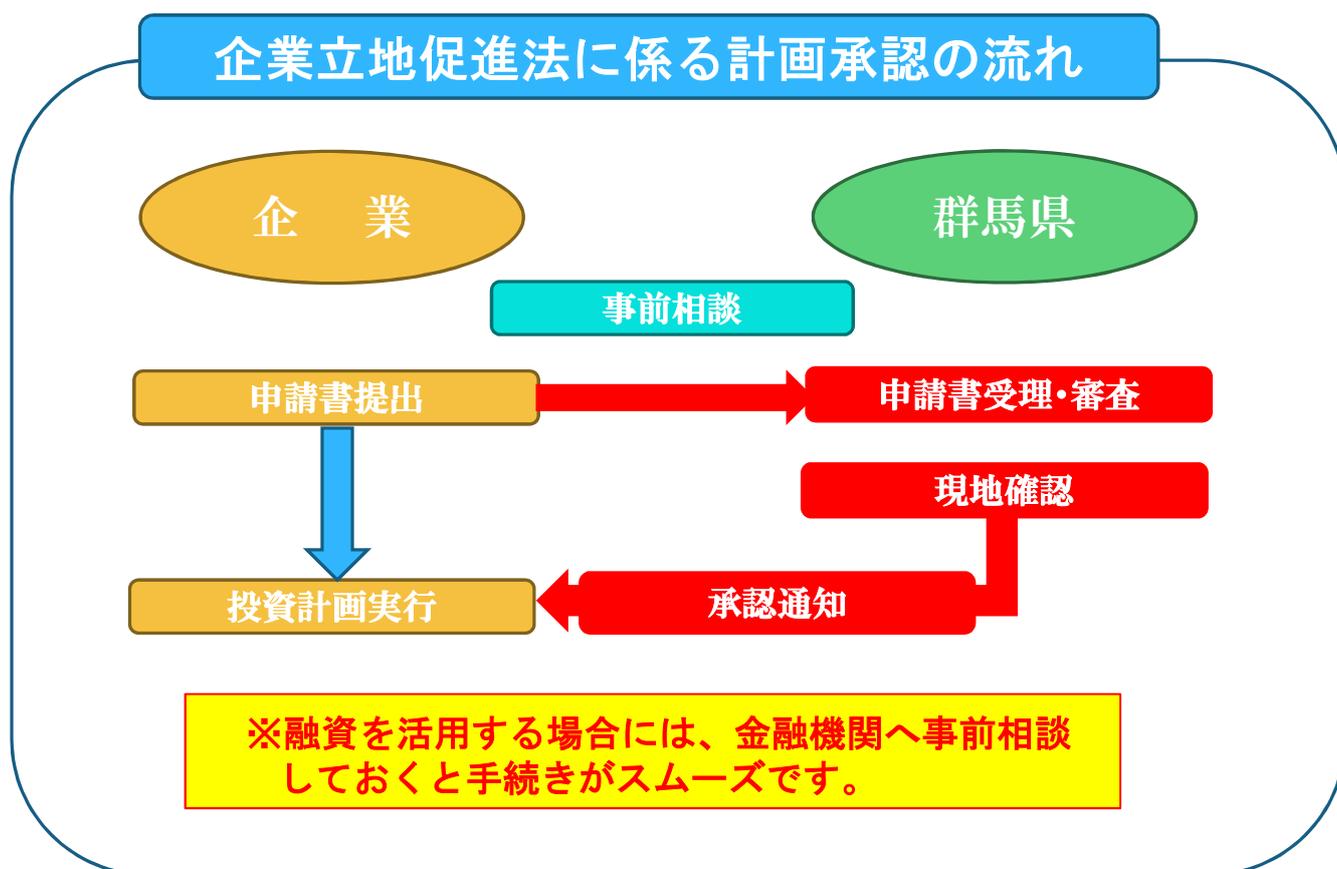
基盤技術・アナログ
技術関連産業

プレス加工、切削加工、プラスチック
成型等及び電気・電子部品等産業

主な優遇措置	内 容
地方税の優遇措置 立地計画	土地・建物の固定資産税課税免除（3年間） ●最低取得価格：建物・土地の取得価格2億円以上 ※農林漁業関連：5千万円以上
日本政策金融公庫の 低利融資（中小企業） 立地・高度化計画	●限度額：7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） ●利率：2億7千万円まで 年1.5%以内 ●期間：設備15年以内、運転資金5年以内
中小企業パワーアッ プ資金（県制度融資） 立地・高度化計画	●限度額：2億円 ●利率：年1.7%以内 ●期間：設備12年以内、運転資金7年以内

固定資産税課税免除の適用がある市町村

桐生市	沼田市	富岡市	安中市
下仁田町	中之条町	東吾妻町	昭和村
みなかみ町	玉村町	板倉町	



Q&A ※この他、ご不明な点はお問い合わせください。

Q 既存施設居抜きでの取得も対象となりますか？

A 基本計画に合致したものであれば対象となりますが、詳細は事前にご相談ください。

Q 承認を受ければ、融資や課税免除を受けられますか？

A 事前に、融資については金融機関、課税免除については該当市町村へ確認をしてください。

企業立地促進資金 《制度融資》

県内の土地を取得（賃借含む）し、3年以内に工場等建物を建設し、操業する場合に利用できます。

低利	長期
特徴	
大型	固定金利

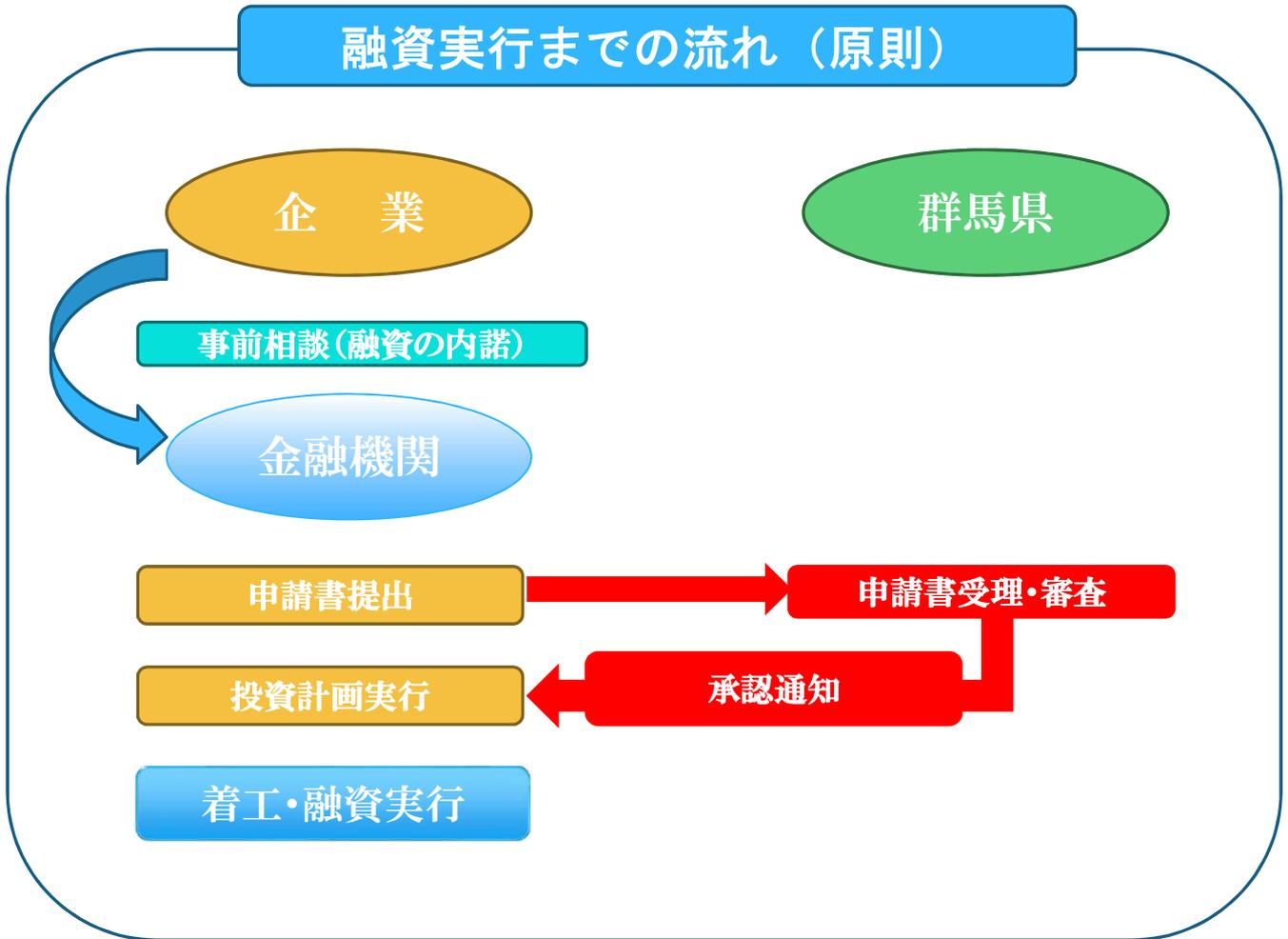
項目	内容
対象業種	製造業、物流・流通業、産業支援サービス業
融資対象	土地、建物及び附属設備、構築物、機械装置
限度額	15億円
融資利率 (固定金利)	①工業団地 年1.2%以内 ②民有地 年1.5%以内
融資期間	①土地 15年以内（うち据置3年以内） ②建物 12年以内（ // 2年以内）
取扱機関	銀行、商工中金、信用金庫、信用組合 ※県外金融機関でも利用可能

Q&A ※この他、ご不明な点はお問い合わせください。

Q 既存の建物を取得する(居抜き)場合も対象となりますか？

A 要件に合致すれば対象となり、申請は売買契約前までに必要となります。

融資実行までの流れ（原則）



Q&A ※この他、ご不明な点はお問い合わせください。

Q 工業団地以外の土地を取得した場合でも利用できますか？

A 概ね5,000㎡以上の土地(民有地)を取得した場合ならば利用可能です。

Q 設備導入の目的として利用できますか？

A 建物の取得が伴わない設備導入のみには利用できませんが、建物の取得(新增改築)に合わせた設備取得ならば活用できます。

Q 建設工事のスケジュール上、県の承認前にやむを得ず請負契約・工事発注・着工を行う必要がある場合は何か手続きが必要ですか？

A 承認前の着手やつなぎ融資を利用する場合には、実行前に県へ届出が必要です。なお、事前の届出なく、工事着手やつなぎ融資を行った場合には、制度の活用はできなくなります。

首都圏 ZONE



群馬県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館8階
TEL.03-5212-9102 FAX.03-5212-9103



中京圏 ZONE



群馬県名古屋事務所

〒460-0008
名古屋市中区栄4-1-1中日ビル4階
TEL.052-262-3411 FAX.052-262-3065



群馬県庁



群馬県産業経済部産業政策課企業誘致推進室

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
12階 北フロア
TEL.027-226-3326 FAX.027-223-5470
E-mail:sangyo@pref.gunma.lg.jp

群馬県企業局団地課分譲室

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
28階 南フロア
TEL.027-226-3955 FAX.027-220-4426
E-mail:kdanchika@pref.gunma.lg.jp



近畿圏 ZONE



群馬県大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1-800
大阪駅前第1ビル8階
TEL.06-6341-5303 FAX.06-6341-0225



まずは、ホームページにお越し下さい。

群馬県企業立地

検索